

●香川県告示第124号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 小豆郡小豆島町古江甲85番地
 株式会社 内海化学工業所 代表取締役 北村 智良
- (2) 事業場の所在地及び名称
 小豆郡小豆島町古江甲85番地
 株式会社 内海化学工業所
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	500kg/時間 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連日 約1時間使用	
排 出 さ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~7.0	5.0~7.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質質量 (mg/L)	2	5
	窒素含有量 (mg/L)	50	100
	りん含有量 (mg/L)	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	30,000	50,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.02	0.05

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	12m ³ ~22m ³ /日
汚水等の処理方式		中和ろ過槽
工 期 等	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
	使用開始予定年月日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続9時間使用

処理前及び処理後の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5~8	5~8	6~7	6~8.5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	50	20	40
	浮遊物質量 (mg/L)	25	50	25	50
	窒素含有量 (mg/L)	50	100	50	100
	りん含有量 (mg/L)	5	10	5	10
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	15	20	15	20
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 12 (変更後) 9.9	(変更前) 22 (変更後) 16.8	(変更前) 12 (変更後) 9.9	(変更前) 22 (変更後) 16.8

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第1排水口	
		通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~8.5	6.0~8.5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	5	15
	浮遊物質量 (mg/L)	2	15
	窒素含有量 (mg/L)	1	10
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.2
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.003	0.005
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1	40
排出水の量 (m ³ /日)		(変更前) 183 (変更後) 180.9	(変更前) 223 (変更後) 217.8

(備考) 今回、一部既設特定施設(3基)を廃止し、うち1基と同じ能力の特定施設を設置し、使用方法は変更しないため、排出水の汚染状態の変更はなく、排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年3月19日から同年4月10日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課